

証券コード 6022  
2021年6月8日

株 主 各 位

東京都千代田区有楽町一丁目7番1号

**株式 赤坂鐵工所**

代表取締役会長兼社長 杉 本 昭

## 第123期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第123期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症による感染が拡大している状況にありますので、株主様にはご自身の健康状況にご留意のうえ、株主総会への来場の要否をご判断いただきますよう、お願い申し上げます。

ご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月25日（金曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月28日（月曜日）午前10時
2. 場 所 静岡県焼津市柳新屋670番地の6  
当社センタービル 3階 会議室（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 第123期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 監査役2名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.akasaka-diesel.jp/>）に掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は株主に対する安定配当の継続を基本方針とし、業績及び経営環境等を総合的に勘案した配当の実施を考えております。

第123期の期末配当につきましては、上記の方針を踏まえたうえで、業績低迷により当期純損失を計上することとなりましたが、株主の皆様に対する日頃のご支援に報いるため、繰越利益剰余金を一部取崩し、下記のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金30円といたしたいと存じます。  
この場合の配当総額は40,774,530円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2021年6月29日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 監査役2名選任の件

監査役 伊藤誠哉、中野良治の両氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	(再任・社外) 伊藤誠哉 (1953年4月29日生)	1976年4月 株式会社静岡銀行入行 2001年6月 同行執行役員東京支店長 2003年6月 同行常務執行役員 2005年6月 同行代表取締役副頭取 2014年6月 静岡コンピューターサービス株式会社 (現 静銀コンピュータサービス株式会社) 代表取締役会長 2017年6月 当社社外監査役 (現任) 2018年6月 平和みらい株式会社社外取締役 (現任)	— 株
	(選任理由)	伊藤誠哉氏は金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有し、主に財務の面から当社の監査に反映していただくため社外監査役として引き続き選任をお願いするものであります。	
2	(再任・社外) 中野良治 (1954年9月3日生)	1979年4月 三菱重工業株式会社入社 2008年12月 同社横浜製作所ディーゼル技術部部长 2012年6月 MHIエネルギー&サービス株式会社 (現 MHIフォークリフト&エンジン・ターボホールディングス株式会社) 取締役KU技術部部长 2016年7月 MHIさがみハイテック株式会社 総務部S/E (サービス部 KU技術担当部部长) 2017年6月 当社社外監査役 (現任)	— 株
	(選任理由)	中野良治氏は三菱重工業にてディーゼル機関の設計に関する業務に従事。長年の経験と豊富な知見を有し、主に技術の面から当社の監査に反映していただくため社外監査役として引き続き選任をお願いするものであります。	

- (注) 1 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2 伊藤誠哉、中野良治の両氏は、社外監査役候補者であります。  
なお、伊藤誠哉、中野良治の両氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしております。  
伊藤誠哉、中野良治の両氏は、現に東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。
- 3 伊藤誠哉、中野良治の両氏は当社又は当社の関係会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
- 4 伊藤誠哉、中野良治の両氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
- 5 伊藤誠哉、中野良治の両氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結のときをもって、4年となります。
- 6 伊藤誠哉、中野良治の両氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- 7 伊藤誠哉、中野良治の両氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- 8 当社と伊藤誠哉、中野良治の両氏の間、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度とする予定であります。
- 9 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員としての業務に起因して損害賠償請求がなされた場合に、法律上の損害賠償責任を負うことによって被る役員の損害（損害賠償金や和解金、弁護士費用等の争訟費用）、および「言いがかり訴訟」や「いやがらせ訴訟」に巻き込まれ、法律上の損害賠償責任が発生しない場合にも、防衛のために要した争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

(提供書面)

## 事業報告

[2020年4月1日から  
2021年3月31日まで]

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における国内経済は、徐々に持ち直しの動きが見られたものの、新型コロナウイルスの感染再拡大により依然として先行きの不透明な状態が続いております。世界経済についても、新型コロナウイルスのワクチン接種が開始されたものの、収束の兆しは見えておらず、依然として先行きの見通せない状況が続いております。

海運業界は、製品輸送の輸送量が顕著に落ちこみ、原料輸送も総じて荷動きが鈍化してはりましたが、各国での経済活動の再開に伴い下半期からは回復基調にあります。しかしながら先行きは予断を許さない状況が続いております。

造船業界は、世界的な船腹過剰や陳腐化リスクへの警戒などを背景とした新造船建造需要の低迷にコロナ禍が直撃し、将来の不透明感や移動制限に伴う交渉の停止により商談が冷え込み、厳しい状況が続いております。

このような状況下、船腹過剰継続による主機関の受注減少及び営業活動の大幅な制限により部分品・修理工事等の売上が大幅に減少したことで、売上高は79億86百万円（前期比17.4%減）となり当初の計画を下回りました。一方、地球温暖化対策に向けた規制強化への対応や自律運航船の実現に向けた動きは加速しており、当社もその対応に係る試験研究費が増加しております。その結果、経常損失145百万円（前年は経常利益28百万円）、当期純損失234百万円（前年は当期純利益48百万円）となりました。

次に、当事業年度の部門別業績につきましては、下記のとおりであります。

- 船用部門のうち主機関は、前期に比べ14台減少した結果、当事業年度の売上高は39億7百万円（前期比18.0%減）となりました。  
部分品及び修理工事並びに船用関連機器は、海運関連業界の厳しい環境の中、新型コロナウイルス感染症の拡大により営業活動も制限され、売上高32億59百万円（前期比17.4%減）となりました。
- 陸上部門も、コロナ禍の逆風の中での営業活動の結果、鋳造品は4億67百万円（前期比15.6%増）となるも、産業機械等加工組立工事は2億47百万円（前期比40.7%減）となり陸上部門全体の売上高は8億19百万円（前期比14.1%減）となりました。

来期の見通しといたしましては、船腹過剰継続による主機関の受注台数の減少が予想され、陸上部門におきましても新型コロナウイルス感染再拡大が重石となり、依然として厳しい状況です。そのような状況下、経営基本方針として「挑む」「変える」「育てる」の3つのキーワードで従来の取組を見直し、会社組織の強化を図ってまいりましたが、この度、第124期(2022年3月期)を初年度とした5ヵ年の中期経営計画を策定し運用を開始いたしました。この計画ではSDGs (Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標) への貢献と2025年度に売上高100億円、経常利益4億円を目指しています。

脱炭素社会実現に向けた規制強化や自律運航船の実用化に向けた動きは加速しており、それに繋がる技術開発を推し進め、ウィズ・ポストコロナの中での持続的成長と社会課題の解決を通じて企業価値を高め、当社ブランド力の向上を図ってまいります。

このような見通しのもと、来期は売上高67億円、経常利益35百万円、当期純利益22百万円を計画しております。

## ② 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資は総額4億24百万円であります。

その主なものは、鉛直載荷装置69百万円、鋳造工場キュポラ集塵機47百万円、CNC円筒研削盤35百万円、製品工場LED照明設備29百万円及び立体倉庫制御装置16百万円であります。

## (2) 財産及び損益の状況

区 分 \ 年 度	第120期 2017年度	第121期 2018年度	第122期 2019年度	第123期(当期) 2020年度
売 上 高 (百万円)	10,310	9,406	9,667	7,986
経 常 利 益 (△ 損 失) (百万円)	213	7	28	△145
当期純利益(△純損失) (百万円)	161	△46	48	△234
1株当たり当期純利益(△純損失) (円)	105.62	△30.57	32.36	△177.37
総 資 産 (百万円)	13,289	12,663	12,128	11,768
純 資 産 (百万円)	8,513	8,230	7,789	7,682

- (注) 1. 2017年10月1日付で普通株式10株を1株に併合を行っております。第120期の事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算出しております。
2. 第121期より1株当たり当期純利益(△純損失)を算定するために、「株式給付信託(BBT)」に残存する当社株式の数を期中平均株式数の計算に含めております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。
- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社は、以下の項目を対処すべき課題として捉えて、当社のあるべき姿の実現に向けて課題の克服に継続的に取り組み、企業価値の向上を図ってまいります。

- ・ 主機関の国内シェア奪還と販売領域拡大。
- ・ 環境負荷低減機関の開発。
- ・ 脱炭素化に向けた製造体制構築。
- ・ 品質システムの機能充実、管理力・技術力・技能向上による不適合削減。
- ・ 業務改革・生産体制効率化による収益を生み出す組織づくり。
- ・ SDGs達成に向けた事業活動の実践。

#### (5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

一般客貨船・漁船用主機関、船内補助機関、動力・発電用各種ディーゼル機関の製造販売及び修理を主たる事業とし、併せて、船舶用防音室・防音床、産業機械等加工組立工事、鋳造品、消音器、軸馬力計等諸機械器具の製造販売を行っております。

#### (6) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況

##### ① 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

本 社	東京都千代田区有楽町一丁目7番1号
センタービル	静岡県焼津市柳新屋670番地の6
中 港 工 場	静岡県焼津市中港四丁目3番1号
豊 田 工 場	静岡県焼津市柳新屋670番地
営 業 所	東京都千代田区、焼津市、今治市
出 張 所	福岡市

##### ② 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
282名	14名減	40.95歳	16.40年

(注) 使用人数は就業人員(常用パートを含む)であります。

#### (7) 主要な借入先及び借入額 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 静 岡 銀 行	294百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	248 //
株 式 会 社 清 水 銀 行	163 //
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	63 //
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	20 //

#### (8) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式会社の株式に関する事項

### (1) 株式の状況（2021年3月31日現在）

- |              |            |
|--------------|------------|
| ① 発行可能株式総数   | 3,200,000株 |
| ② 発行済株式の総数   | 1,540,000株 |
| ③ 株主数        | 1,147名     |
| ④ 大株主（上位10名） |            |

株主名	持株数	持株比率
アカサカ共栄会	220 千株	16.2 %
DNB BANK ASA CLIENT ACCOUNT	97 //	7.1 //
株式会社静岡銀行	64 //	4.7 //
株式会社みずほ銀行	64 //	4.7 //
東京アカサカ共栄会	61 //	4.5 //
赤阪治恒	46 //	3.3 //
赤阪雄一郎	45 //	3.3 //
株式会社ジャパンエンジンコーポレーション	41 //	3.0 //
株式会社日本カストディ銀行（信託E口）	34 //	2.5 //
久門喜久男	25 //	1.8 //

(注) 当社は、自己株式180千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	杉 本 昭	
常 務 取 締 役	阪 口 勝 彦	執行役員技術本部長
常 務 取 締 役	塚 本 義 之	執行役員総務本部長
取 締 役	渡 瀬 守	執行役員製造本部長
取 締 役	折 尾 幸 司	執行役員営業本部長
取 締 役	赤 阪 治 恒	駿南鐵工株式会社代表取締役
取 締 役	西 村 や す 子	司法書士法人つかさ代表社員 株式会社CREASTYLE代表取締役 株式会社CREAFARM代表取締役 株式会社ふじのくに物産代表取締役
取 締 役	野 末 寿 一	静岡のぞみ法律特許事務所弁護士 株式会社ミスミグループ本社社外監査役 静岡ガス株式会社社外取締役 レック株式会社社外取締役 (監査等委員)
常 勤 監 査 役	美 澤 啓 介	
常 勤 監 査 役	鈴 木 明 雄	
監 査 役	伊 藤 誠 哉	平和みらい株式会社社外取締役
監 査 役	中 野 良 治	

- (注) 1. 取締役西村やす子氏及び取締役野末寿一氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 監査役伊藤誠哉氏及び監査役中野良治氏は、社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 監査役鈴木明雄氏は、当社内の経理関連部門で経理経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
監査役伊藤誠哉氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 当社は執行役員制度を導入しております。なお、取締役兼務者以外の執行役員は以下のとおりであります。

氏 名	役 位	担 当
大 石 敏 明	執行役員品質保証部部长	QMS品質管理責任者
原 野 谷 昌 弘	執行役員製造本部副本部长	調達・生産管理・工程担当
斉 藤 隆 夫	執行役員営業本部副本部长	主機関及び部分品修理営業担当

## (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員としての業務に起因して損害賠償請求がなされた場合に、法律上の損害賠償責任を負うことによって被る役員の損害（損害賠償金や和解金、弁護士費用等の争訟費用）、及び「言いがかり訴訟」や「いやがらせ訴訟」に巻き込まれ、法律上の損害賠償責任が発生しない場合にも、防衛のために要した争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険の被保険者は当社取締役及び監査役並びに当社が採用する執行役員制度上の執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	85 (6)	78 (6)	7	8 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	28 (7)	28 (7)	—	4 (2)
合 計	114	106	7	12

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 当社は、取締役の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針）を定めており、その概要は、基本報酬については取締役の役位に応じて設定される基準額に各事業年度の業績見込み等を参考に決定いたします。また、中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした、株式報酬制度も導入しております。

業績連動報酬は採用せず、基本報酬は月例の固定金銭報酬になります。非金銭報酬である株式報酬は株式給付信託を採用しており、対象となる取締役に対して、取締役会で定めた株式給付規程に従って役位に応じたポイントを付与し、ポイントの数に応じて、役員を退任した時に当社株式を交付いたします。株式報酬制度「株式給付信託 (BBT)」の概要は、「個別注記表 4. 追加情報」(29ページ参照)に記載のとおりであり、当該決議に係る取締役（社外取締役を除く）の員数は6名です。

決定方針の決定方法は、取締役会にて決定いたします。

取締役の個人別の報酬等は、取締役会において役員報酬に関する決議を行い出席取締役の承認のもと代表取締役杉本昭に一任されて決定しております。委任内容は、役員報酬規程に沿って役員報酬を定めることとなります。

また、代表取締役に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役が適しているからであります。取締役会は、代表取締役によって適切に報酬が行使されるよう、報酬額決定の妥当性について、社外取締役に審議を頂いた上で決定することとしております。当該措置により、恣意的な決定はなされずに各取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

また、監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から月例の固定金銭報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定されております。

3. 取締役の報酬限度額は、1993年6月29日開催の第95期定時株主総会において月額18百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は10名です。
4. 監査役の報酬限度額は、1993年6月29日開催の第95期定時株主総会において月額3百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
5. 当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額7百万円は非金銭報酬等に記載しております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外役員の重要な兼職につきましては、「3. 会社役員に関する事項（1）取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

西村やす子氏の兼職先である株式会社ふじのくに物産と商品企画に関するアドバイザー契約を締結しております。その他の社外役員兼職先各社と当社との間に取引等の関係はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	西村やす子	当事業年度開催の取締役会12回中11回出席しております。 出席した取締役会において、社外取締役として決議事項や報告事項について適宜質問するとともに、会社経営者、司法書士としての幅広い見地と経験から必要に応じて意見を述べております。
取締役	野末寿一	当事業年度開催の取締役会12回中12回出席しております。 出席した取締役会において、社外取締役として決議事項や報告事項について適宜質問するとともに、弁護士、他社の社外取締役・監査役としての幅広い見地と経験から必要に応じて意見を述べております。
監査役	伊藤誠哉	当事業年度開催の取締役会12回中11回出席し、また当事業年度開催の監査役会10回中10回出席しております。 出席した取締役会及び監査役会において、社外監査役として決議事項や報告事項について適宜質問するとともに、主に財務の面から必要に応じて意見を述べております。
監査役	中野良治	当事業年度開催の取締役会12回中11回出席し、また当事業年度開催の監査役会10回中10回出席しております。 出席した取締役会及び監査役会において、社外監査役として決議事項や報告事項について適宜質問するとともに、主に技術の面から必要に応じて意見を述べております。

##### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。

##### ④ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

業務執行者から独立した客観的な立場で取締役会に出席し、会社経営について意見を述べ決議事項に参加及び取締役の報酬についての審議を行っております。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 会社の体制及び方針

### 1. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社は、取締役会において決定した会社法第362条第4項第6号に定める会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針に基づき、内部統制システムを整備し運用しております。決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合し、且つ社会的責任及び企業倫理を果たすため「企業行動憲章」(コンプライアンス・ポリシー)を定め、それを役員及び従業員に周知徹底する。
- ② コンプライアンス担当役員を置き、またコンプライアンス担当部署を設置する。コンプライアンス担当部署は、コンプライアンスマニュアルを作成し役員及び従業員に周知徹底する。
- ③ 各本部は、それぞれの本部に関するコンプライアンスの管理を行い、各本部長は、各本部のコンプライアンス責任者として、コンプライアンスの状況を必要に応じ取締役会に報告する。尚、各本部に属さない部・室については、コンプライアンス責任者として所管の担当役員がこれに充たる。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、情報管理規程を作成し、その保存媒体に応じて適切且つ確実に検索性の高い状態で保存・管理する。又、保存期間については規程に基づき必要に応じ期間を定め、期間中は閲覧可能な状態を維持する。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制の基礎としてリスク管理規程を定め、担当役員を置き、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
- ② 各本部は、それぞれの本部に関するリスク管理を行い、各本部長は、各本部のリスク管理責任者としてリスクの状況を必要に応じ取締役会に報告する。尚、各本部に属さない部・室については、リスク管理責任者として所管の担当役員がこれに充たる。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 収支計画及び予算計画に基づき、会社として達成すべき目標を明確にするとともに、取締役ごとの業績目標を明確にする。
  - ② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に取締役会を開催し執行決定を行うものとする。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① コンプライアンス担当部署はコンプライアンス・プログラムを策定し、それを実施することにより、役員及び従業員に対しコンプライアンスの知識を高め、尊重する意識を醸成する。
  - ② 執行部門から独立した組織として総合内部監査室にてコンプライアンス体制の浸透状況をチェックする。
  - ③ 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について社内報告体制として社内通報システムを整備する。
  - ④ 市民生活や企業活動の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係を一切遮断し、それらの活動を助長させたり、経済的利益を含む一切の利益を供与することに荷担しないことにしている。
- (6) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- リスク管理規程に基づき、リスクの評価及び管理体制を適切に構築する。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役を補助すべき使用人として監査役は必要な人員を置くことができる。
- (8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては事前に監査役の同意を得るものとする。

- (9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ① 役員及び従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生、又は発生する恐れがあるとき、役員及び従業員による違法、又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたときは監査役に報告する。
  - ② 前記に拘わらず、監査役はいつでも必要に応じて役員及び従業員に対して報告を求めることができる。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 役員及び従業員は監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
  - ② 監査役は代表取締役と随時意見交換を行い、又、総合内部監査室との連携を図り適切な意思疎通及び効果的に監査業務の遂行を図るとともに取締役との相互牽制を図る。
- (11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況
- 当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。
- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は12回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保しております。その他、監査役会は10回開催いたしました。
  - ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、総合内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
  - ③ 総合内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行の監査、内部統制監査を実施いたしました。
  - ④ 静岡県企業防衛対策協議会事務局に加盟、連絡会等に参加し反社会的勢力に関する情報の収集を行っております。

## 2. 株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は以下のとおりであります。

### (1) 基本方針の内容の概要

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量取得行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得行為の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量取得行為を行う者が、当社の企業価値の源泉を理解したうえで、それを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## (2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

### (a) 中期経営計画による企業価値向上への取組みについて

当社は、船用業界に押し寄せてきている環境規制をビジネスチャンスと位置づけ、環境に配慮した技術を積極的に打ち出すことで、競合他社との差別化を図ってまいります。以上の経営方針を実現するため、以下の施策に経営資源を重点的に投下することで企業価値向上を図ります。

また、今後も従来と変わらず中長期観点から、株主に対する経営成果の還元と将来的な成長力の確保に配慮し、適正な利益配分に努めてまいります。

- ① 営業力強化…営業管理システム導入
- ② 製造原価低減…小型2サイクルエンジンのコストダウン手法の他機種への展開
- ③ 陸上部門強化…人員増強による営業力強化
- ④ 新規事業への取組み…事業企画室の拡充
- ⑤ 研究開発促進…環境対応ビジネスへの取組み強化
- ⑥ 最新設備の導入…最新の工作機械、コンピューター支援設計・製造ツール他

### (b) コーポレート・ガバナンス強化による企業価値向上の取組み

当社は、企業価値を継続的に増大し、経営の透明性・公平性を確保し、取締役会における監督機能の強化、意思決定の迅速化を図るために、2012年6月28日開催の第114期定時株主総会より取締役の人員を8名以内とし、2012年7月1日より執行役員制度を導入しております。また、2016年6月29日開催の第118期定時株主総会より独立性の高い社外取締役を選任し、取締役会の監督機能の強化を図っております。

監査役会は、当社の業務内容を熟知する常勤監査役に加え、財務会計に秀でた知見を有する社外監査役、そして製造業に欠かせない技術・製造・アフターサービスにおける経験の豊富な社外監査役の4名で構成し、取締役の出席する主要な会議に同席して大所高所からの見解を述べることで業務の適正化に貢献しております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、2017年12月12日開催の取締役会において当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入しました。

本プランは、2018年6月27日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。

(a)本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであり、上記（1）に記載した基本方針に沿うものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する当社株式の大量取得行為を抑止するために、当社株式に対する大量取得行為が行われる際に、当社取締役会が株主に代替案を提案したり、あるいは株主がかかる大量取得行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

(b)本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記目的を実現するために必要な手続を定めています。また、買収者等は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会又は株主総会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものとされています。

買収者が本プランにおいて定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量取得行為が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てる等の対抗措置をとることができるものとします。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者等以外の株主に当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。当社は、本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の当社取締役会の判断については、取

締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣からの独立性を有する当社社外取締役及び社外の有識者等から構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主の意思を確認することがあります。

さらに、こうした手続の過程については、株主への情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

なお、本プランの有効期間は2018年6月27日開催の第120期事業年度に係る当社定時株主総会終結の後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとされています。

#### (4) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社のコーポレート・ガバナンス強化の各取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上するための具体的取組みとして策定されたものであり、(1)の基本方針に沿うものです。

また、本プランは当社株式に関する買付等が行われた際に、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的としており、(1)の基本方針に沿うものです。

特に本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を充足していること、第120期事業年度に係る当社定時株主総会において、株主のご承認を得て更新された場合の有効期間は3年と定められていること、一定の場合に本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の意思を確認する仕組みが設けられていること、また当社の株主総会または取締役会によりいつでも本プランを廃止できるものとされていること等、株主の意思を重視するものとなっております。また、これらに加え、当社経営陣から独立性を有する当社社外取締役及び社外の有識者等から構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家等の助言を受けることができるものとされていること、本プランの発動に関して客観的な要件が設定されていること等により、その判断の公正性・客観性が担保されております。

従って、本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

## 買収防衛策の非継続について

2018年6月27日開催の第120期定時株主総会において導入の承認をいただいた「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）の有効期間は、2021年6月28日開催予定の第123期定時株主総会の終結の時までとなっております。この間、当社は、当社を支える株主、従業員、取引先、地域社会等の様々なステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保、向上させるための取り組みを推し進めてまいりました。また、株式の大量取得行為に対する法制度の整備状況等も勘案し、今後とも、さらなる業績の向上と持続的成長性を高めることこそが、ステークホルダーの皆様との信頼関係を強固なものとし、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に繋がるものと考え、同株主総会以降、本プランを継続しないことといたしました。

# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

単位 千円 (未満切捨)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>1 流動資産</b>	<b>7,377,771</b>	<b>1 流動負債</b>	<b>3,140,376</b>
現金及び預金	2,647,423	支払手形	106,663
受取手形	290,280	電子記録債権	232,125
電子記録債権	485,974	買掛金	1,286,163
売掛金	1,480,937	短期借入金	174,980
製品	80,761	社債(一年以内償還)	40,000
原材料及び貯蔵品	410,538	長期借入金(一年以内返済)	170,064
仕掛品	1,948,057	リース負債	2,199
前払費用	2,164	未払金	146,440
その他の流動資産	33,723	未払法人税等	301,198
貸倒引当金	△2,091	前払費用	11,035
		未払法人税	11,035
		受引当金	357,140
		与引当金	129,600
		製品保証引当金	167,250
		その他の流動負債	15,517
<b>2 固定資産</b>	<b>4,391,042</b>	<b>2 固定負債</b>	<b>945,704</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>2,904,408</b>	社債	160,000
建物	1,275,993	長期借入金	444,743
構築物	114,894	リース負債	6,780
機械及び装置	529,723	退職給付引当金	26,874
車両及び運搬具	5,145	役員株式給付引当金	22,972
工具器具及び備品	97,872	執行役員退職慰労引当金	1,650
土地	858,347	繰延税金負債	168,220
リース資産	8,163	その他の固定負債	114,463
建設仮勘定	14,267	<b>負債の部計</b>	<b>4,086,081</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>106,169</b>		
ソフトウェア	100,943	<b>純資産の部</b>	<b>7,412,508</b>
その他の無形固定資産	5,225	<b>1 株主資本</b>	<b>1,510,000</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,380,463</b>	資本剰余金	926,345
投資有価証券	962,661	資本準備金	926,345
関係会社株式	9,052	利益剰余金	5,412,909
出資	373	利益準備金	377,500
長期貸付金	24,659	その他利益剰余金	5,035,409
破産更生債権等	1,689	固定資産圧縮積立金	70,244
前払年金費用	270,698	別途積立金	3,930,030
その他の投資	129,310	繰越利益剰余金	1,035,133
貸倒引当金	△17,981	<b>自己株式</b>	<b>△436,746</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>11,768,813</b>	<b>2 評価・換算差額等</b>	<b>270,223</b>
		その他有価証券評価差額金	270,223
		<b>純資産の部計</b>	<b>7,682,732</b>
		<b>負債・純資産の部合計</b>	<b>11,768,813</b>

# 損益計算書

〔2020年4月1日から  
2021年3月31日まで〕

単位 千円 (未満切捨)

科 目	金 額	
売上高		7,986,126
売上原価		6,795,510
売上総利益		1,190,615
販売費及び一般管理費		1,441,349
営業損失 (△)		△250,734
営業外収益		
受取利息	192	
受取配当金	25,944	
助成金収入	47,098	
スクラップ売却益	16,653	
その他	38,188	128,077
営業外費用		
支払利息	8,741	
社債発行費	3,242	
支払補償費	8,532	
その他	2,506	23,021
経常損失 (△)		△145,679
税引前当期純損失 (△)		△145,679
法人税、住民税及び事業税	5,549	
法人税等調整額	83,694	89,244
当期純損失 (△)		△234,923

# 株主資本等変動計算書

[2020年4月1日から  
2021年3月31日まで]

単位 千円 (未満切捨)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金 合 計		そ の 他 利 益 剰 余 金		
				固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	1,510,000	926,345	926,345	377,500	75,540	3,930,030	1,305,540
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△40,778
当 期 純 損 失 (△)							△234,923
自 己 株 式 の 取 得							
固定資産圧縮積立金等の取崩					△5,295		5,295
株主資本以外の 項目の当期中の 変動額 (純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△5,295	—	△270,406
当 期 末 残 高	1,510,000	926,345	926,345	377,500	70,244	3,930,030	1,035,133

	株 主 資 本			評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	利益剰余金 合 計	自 己 株 式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	5,688,611	△436,558	7,688,399	101,513	101,513	7,789,913
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	△40,778		△40,778			△40,778
当 期 純 損 失 (△)	△234,923		△234,923			△234,923
自 己 株 式 の 取 得		△188	△188			△188
固定資産圧縮積立金等の取崩	—		—			—
株主資本以外の 項目の当期中の 変動額 (純額)				168,709	168,709	168,709
当 期 変 動 額 合 計	△275,702	△188	△275,890	168,709	168,709	△107,181
当 期 末 残 高	5,412,909	△436,746	7,412,508	270,223	270,223	7,682,732

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① その他有価証券
  - ・時価のあるもの 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
  - ・時価のないもの 移動平均法による原価法
- ② 関連会社株式 移動平均法による原価法
- ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法
  - ・製品、仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
  - ・原材料、貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）
- ② リース資産 リース期間定額法（リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法）
- ③ 無形固定資産 定額法（自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。）

#### (3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- ③ 製品保証引当金 売上製品の保証費用に充当するため、個別に見積ることができる費用については当該費用を、その他については個別費用を除いた金額を実績基準により引当計上しております。

- ④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- 1.退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- 2.数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
- 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理をしています。
- ⑤ 役員株式給付引当金 役員株式給付規程に基づく当社の取締役（社外取締役は含みません。）に対する将来の当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。
- ⑥ 執行役員退職慰労引当金 執行役員に対する退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (4) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を充たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を充たしている金利スワップについては、特例処理によっております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…金利スワップ、為替予約  
ヘッジ対象…借入金に係る金利変動リスク、外貨建金銭債権リスク
- ③ ヘッジ方針 借入金の金利変動リスク及び外貨建金銭債権の為替相場の変動リスクをヘッジしております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動またはキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
・消費税等の会計処理 税抜方式

## 2. 表示方法の変更

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

### ① 製品保証引当金

貸借対照表の製品保証引当金は、個別に見積もることができる費用として引当計上した金額125,278千円とそれ以外の金額41,972千円、合計167,250千円を計上しております。

製品保証費用を個別に見積もる案件としては、当社は生じた不具合の中から、質的・量的重要性を考慮し、社内規定に基づき選定しております。その上で、案件毎に、過去の修理費用の実績や対応に係る期間、瑕疵の負担割合等を考慮して、将来の費用のうち、当社が負担すると合理的に見込まれる金額を見積もっております。

当該見積りは、案件毎の対策の収束見込時期の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した費用の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌年度の製品保証引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

個別に見積もることができる費用として引当計上したもの以外の金額については、製品保証の対象となる売上高に過去の実績率を乗じて算定しております。

### ② 繰延税金資産

貸借対照表の繰延税金資産は、94,043千円を計上しております。

当社は収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得等に基づいて、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。当該回収可能性の判断は、事業計画に基づく将来事業年度の課税所得の見積りを前提としております。

新型コロナウイルス感染症の拡大は企業活動に広範な影響を与えており、当社の業績にも影響を及ぼしておりますが、今後の広がり方や収束時期を予測することが極めて困難であります。したがって、現時点で入手可能な情報に基づき、段階的に回復していくという仮定のもと、将来事業年度の課税所得の見積りを行っております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌年度の繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### 4. 追加情報

(取締役に対する株式給付信託 (BBT))

当社は、2018年6月27日開催の第120期定時株主総会決議に基づき、取締役の中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、株式報酬制度「株式給付信託 (BBT)」を導入しております。

##### (1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に對して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。また、社外取締役及び監査役は、本制度の対象外となります。

##### (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額は74,832千円、株式数は34千株となります。また、1株当たり情報の算定上、控除する自己株式に含めております。

#### 5. 貸借対照表に関する注記

##### (1) 担保に供している資産

建 物	922,519千円
機械及び装置	31,403千円
土 地	488,702千円
投資有価証券	146,292千円
計	1,588,917千円

##### 担保付債務

長期借入金（1年以内返済分含む）	594,807千円
------------------	-----------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 14,880,456千円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	1,518千円
短期金銭債務	49,376千円

#### 6. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高

営業取引（売上高）	14,008千円
営業取引（仕入高）	404,156千円
営業取引以外の取引（雑収入）	2,196千円

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,540,000株	一株	一株	1,540,000株

### (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	215,419株	130株	一株	215,549株

(注) 1. 普通株式の自己株式には、「株式給付信託 (BBT)」制度の導入に伴い、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式34,700株が含まれております。

2. 普通株式の自己株式数の増加130株は単元未満株式の買取りによるものであります。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

2020年6月29日開催の第122期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 40,778千円
- ・1株当たり配当金額 30円
- ・基準日 2020年3月31日
- ・効力発生日 2020年6月30日

(注) 2020年6月29日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式に対する配当金1,041千円が含まれております。

#### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2021年6月28日開催の第123期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 40,774千円
- ・1株当たり配当金額 30円
- ・基準日 2021年3月31日
- ・効力発生日 2021年6月29日
- ・配当の原資 利益剰余金

(注) 2021年6月28日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式に対する配当金1,041千円が含まれております。

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

## 繰延税金資産

仕掛品評価損否認額	28,532千円
未払事業税	2,530千円
製品保証引当金	50,760千円
賞与引当金	39,333千円
退職給付引当金	43,094千円
貸倒引当金超過額	5,462千円
役員株式給付引当金	6,972千円
執行役員退職慰労引当金	500千円
長期未払金	15,274千円
繰越欠損金	81,949千円
その他の	28,497千円
小計	302,907千円
評価性引当額	△208,863千円
計	94,043千円

## 繰延税金負債

前払年金費用	△117,095千円
固定資産圧縮積立金	△30,609千円
その他有価証券評価差額金	△110,928千円
その他の	△3,631千円
計	△262,264千円
繰延税金負債の純額	△168,220千円

## 9. 金融商品に関する注記

### 1) 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、又、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年であります。

デリバティブ取引は、外貨建金銭債権の為替相場の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。（当事業年度末に該当する取引はありません。）なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記「(4) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。又、外貨建金銭債権の為替変動リスクを抑制するために為替予約取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、又、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	2,647,423	2,647,423	—
(2) 受取手形	290,280	290,280	—
(3) 電子記録債権	485,974	485,974	—
(4) 売掛金	1,480,937	1,480,937	—
(5) 投資有価証券	922,601	922,601	—
資産計	5,827,218	5,827,218	—
(1) 支払手形	106,663	106,663	—
(2) 電子記録債務	232,125	232,125	—
(3) 買掛金	1,286,163	1,286,163	—
(4) 短期借入金	174,980	174,980	—
(5) 社債 (1年以内償還予定の社債含む)	200,000	200,550	550
(6) 長期借入金 (1年以内返済予定の長期借入金含む)	614,807	615,567	760
負債計	2,614,738	2,616,048	1,310

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形、(2) 電子記録債務、(3) 買掛金、(4) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に適用される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非 上 場 株 式	40,060

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「投資有価証券」には含めておりません。

## 10. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、静岡県焼津市において、賃貸用不動産（土地含む）を有しております。

当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は51,327千円（主な賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位：千円)

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
326,233	△6,085	320,147	712,745

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期末の時価は、自社で合理的に算定した価額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

## 11. 持分法損益等に関する注記

### (1) 関連会社に関する事項

当社が有しているすべての関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

### (2) 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は、開示対象特別目的会社を有していません。

## 12. 関連当事者との取引に関する注記

### ・ 関連会社等

重要性がないため、記載を省略しております。

## 13. 1株当たり情報に関する注記

### (1) 1株当たり純資産額

5,800円69銭

### (2) 1株当たり当期純損失 (△)

△177円37銭

(注)株主資本において自己株式として計上されている「株式給付信託(BBT)」が保有する、当社株式を「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純損失 (△)」の算定上、期末株式数の計算において控除する自己株式数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

## 14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 計算書類に係る会計監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

株式会社 赤 阪 鐵 工 所  
取 締 役 会 御 中

東 陽 監 査 法 人  
名古屋事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 玉 田 貴 彦 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 橋 本 健 太 郎 ㊞  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社赤阪鐵工所の2020年4月1日から2021年3月31日までの第123期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第123期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月14日

株式会社赤阪鐵工所 監査役会

常勤監査役 美 澤 啓 介 ㊟

常勤監査役 鈴 木 明 雄 ㊟

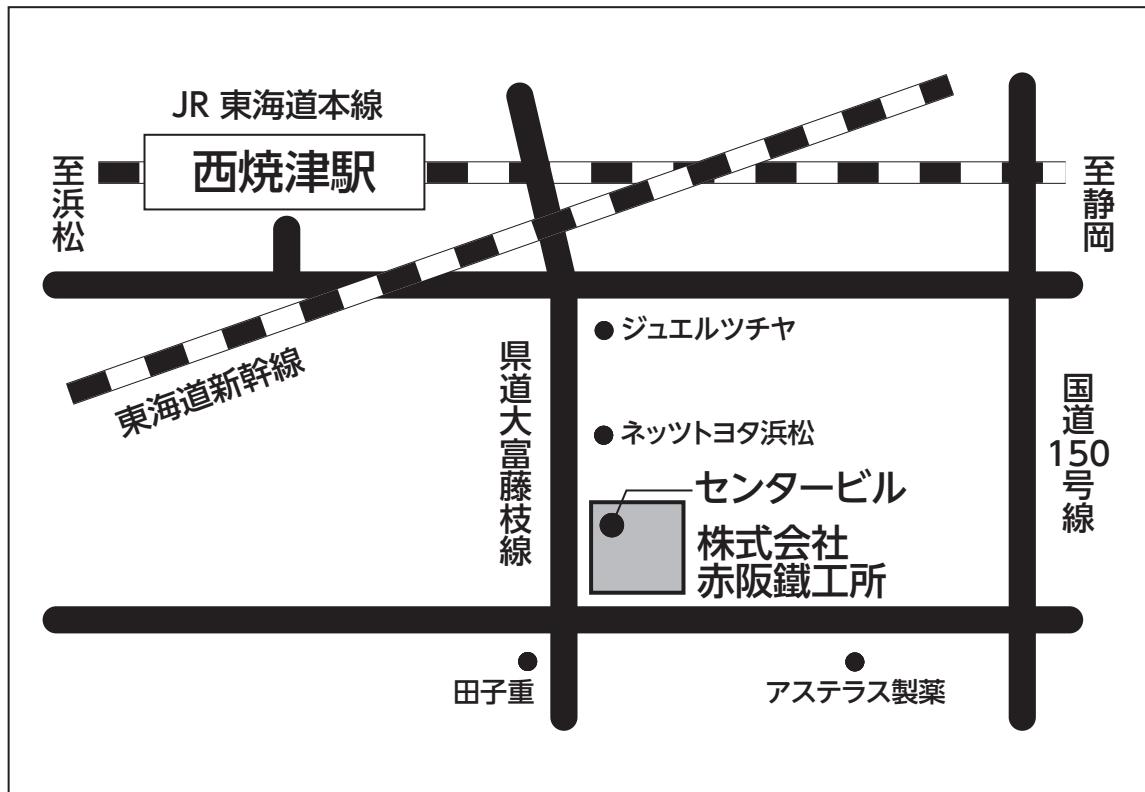
社外監査役 伊 藤 誠 哉 ㊟

社外監査役 中 野 良 治 ㊟

以 上

## 定時株主総会会場ご案内図

会 場 静岡県焼津市柳新屋670番地の6 赤阪鐵工所センタービル3階  
お問い合わせ先 電話 (054) 685-6081



### 新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルスによる感染症が流行しております。感染予防の観点からご出席については、慎重にご判断くださいますようお願い申し上げます。

また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

J R 東海 西焼津駅南口下車 徒歩8分

お車でお越しの際は、県道大富藤枝線沿いの西門よりお入りください。